

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
3-(1)-①	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	健康福祉政策課 障害者福祉推進課	① 障害者条例に基づく広域専門指導員・地域相談員による地域に根差した周知・啓発活動や各種広報媒体の使用、人権啓発に関する講演会・研修会の開催を通し、障害のある人への理解の促進及び障害のある人に対する差別の解消に努めます。また、障害者条例による各種施策の展開により、各種障害に対する正しい理解や偏見の解消に取り組めます。	・広域専門指導員による障害者条例等の周知・啓発活動を年間3,038件行いました。 ・「障害のある人の人権」をテーマとした講演会を実施しました。(参加人数:66人) ・障害のある人の人権を含む人権をテーマとした研修会や講習会を開催する団体等へ講師の派遣や紹介を行いました。(派遣・紹介件数34件) ・県民の方に人権について正しい知識と認識を深めてもらうため、障害のある人の人権を含む人権啓発DVDの貸出しを行いました。(貸出件数:39件)	・引き続き、障害者条例及び障害者差別解消法の周知・啓発活動に取り組みます。 ・「障害のある人の人権」をテーマとした講演会を実施するなど、啓発に努めます。 ・講師の派遣及び紹介や人権啓発DVDの貸出しについて、より多くの方に活用していただき、人権について正しい知識と認識を深めてもらえるよう、引き続き、事業の周知を図ります。	3-1 共生社会という考え方を知っている県民の割合 3-2 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に関する周知・啓発活動の回数
3-(1)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課	② パンフレットや「マンガでわかる障害者差別解消法」の配布等を通して、障害者条例と併せ、障害者差別解消法についても周知・啓発を図るとともに、差別相談の多い分野等を分析の上、その分野の関係者等に、より一層の周知・啓発を行っていきます。また、障害者差別解消法の改正により民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されることについて、商工関係団体等と連携して民間事業者に対する周知を図ります。なお、障害のある人に対しても合理的配慮の周知を引き続き行います。	・令和7年度にあった差別相談のうち、件数の多かった医療や教育分野に対して、広域専門指導員が障害者条例等の周知・啓発活動を重点的に行いました。	・引き続き、差別相談の多い分野等を分析の上、その分野の関係者等により一層の周知・啓発を行っていきます。	
3-(1)-③	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	生涯スポーツ振興課	③ パラスポーツフェスタや各種競技体験会において、様々なパラスポーツへの理解促進につながる周知や、障害のある人となない人の交流を図り、多くの人を巻き込みながら、共生社会形成の促進を図ります。 また、東京2020 パラリンピック競技大会に向けた一連の取組を、そのレガシーとして受け継ぐことができるよう推進していきます。	・「パラスポーツフェスタちば」(会場:千葉市)及び「パラスポーツフェスタとうかつ」(会場:野田市)を開催し、障害のある人となない人の相互理解を促進するとともに、障害者スポーツの認知度向上を図りました。	・千葉市を会場とした「パラスポーツフェスタちば」を引き続き実施し、東葛飾地域では鎌ケ谷市と共催で「パラスポーツフェスタとうかつ」を開催します。	
3-(1)-④	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	文化振興課	④ 障害のある人となない人が一緒に行うワークショップの実施や、障害のある人による作品の展示等を通じて、障害のある人への理解の促進を図ります。 また、「千葉県障害者芸術文化活動支援センター」と連携し、活用することで障害のある人による文化芸術活動を推進し、社会参加や自立を促進するとともに、共生社会の実現を目指します。	・障害者芸術文化活動支援センター(以下、支援センター)を設置し、障害のある人による文化芸術活動の振興に取り組んでいます。 ・支援センターの主催により、障害のある人への理解の促進や障害者芸術文化活動に携わる人材の育成を目的とする人材育成講座を計6回、障害のある人となない人が一緒に行うワークショップを計5回実施しました。 ・舞台手話通訳や字幕、音声ガイド等により、障害の有無に関わらず誰もが楽しむことができる演劇「バリアフリー演劇」の鑑賞会を計2回実施しました。 ・支援センターの主催により障害のある人が制作した作品の展覧会を下記のとおり開催しました。 会場:千葉県立美術館第5展示室 会期:令和8年1月20日～2月1日 展示作品数:470点 来場者数:2,979人 また、より多くの人に障害のある人が制作した作品に触れてもらうことを目的として、県内公共施設や商業施設等15箇所作品の巡回展示を実施しました。	・障害者芸術文化活動支援センター(以下、支援センター)を設置し、相談支援、人材育成、情報の収集・発信、ネットワークの構築、発表等の機会の創出等により引き続き取り組み、障害者芸術の振興を図ります。 ・令和7年度から支援センターとの契約期間を令和9年度までの3年間としています。令和7年度の事業内容について振り返りつつ、引き続き事業の質の維持・向上、運営の安定を図ります。 ・障害者芸術の振興及び障害のある人への理解の促進を図り、障害のある人となない人及び地域の様々な人との交流の機会とするため、ワークショップ、バリアフリー演劇鑑賞会及び展覧会を全国障害者芸術・文化祭サテライト開催として実施します。	
3-(1)-⑤	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課	⑤ 実際に差別が起こっている事案では、「これは差別に当たる」という自覚がないまま差別行為を行ってしまうというケースも見られるため、広域専門指導員による活動で蓄積した差別に関する報告書をホームページに掲載するなど啓発を行います。	・令和6年度の広域専門指導員の活動内容を報告書にまとめ、県ホームページに掲載しました。	・引き続き、広域専門指導員の活動で蓄積した差別に関する報告書の作成を通して啓発を行います。	
3-(1)-⑥	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課	⑥ 障害のある人への差別の背景にある制度や慣習などの問題について、障害者条例に基づく推進会議で議論し、改善を図ります。また、より専門的な分野に関しては、分野別会議をもって対応します。	・推進会議において内容等を検討した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」について、県、関係機関、市町村及び民間事業者等へ周知・啓発を行いました。	・引き続き、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の周知を進め、県の他、市町村・民間事業者等においても配慮の実践が行われるよう協力を求めています。	
3-(1)-⑦	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課	⑦ 「障害のある人に優しい取組を応援する仕組み」により、障害のある人への理解を広げるために頑張っている取組を紹介します。	・障害のある人への理解を広げるために頑張っている取組を県のホームページに掲載し、紹介しています。	・引き続き、障害のある人への理解を広げるために頑張っている取組を紹介していきます。	
3-(1)-⑧	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課	⑧ マスクの着用が困難な人など、障害特性により様々な状況で困難を抱える人への理解の促進について、ホームページへの掲載など、広く県民や事業者に向けて周知を図ります。	・障害特性によりマスクの着用が困難な人などへの理解促進について、ヘルプマーク等の情報を県のホームページに掲載し、周知しています。	・引き続き、障害特性により様々な状況で困難を抱える人への理解促進について周知していきます。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
3-(2)-①	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	健康福祉指導課	① 福祉教育への取組等を進める学校を引き続き年18校程度福祉教育推進校として指定し、その活動を支援します。その際、福祉教育をより効果的に推進するため、同じ地区の福祉教育推進校と千葉県社会福祉協議会が指定する福祉教育推進団体が連携・協働する「パッケージ指定」により、地域の社会資源や人材を活用した福祉教育プログラムの協議・連携・企画・実践を行い、福祉教育を推進します。	・令和7年度指定校 小学校9校、中学校6校、高等学校5校 ・福祉教育研究大会 千葉県社会福祉センターで開催。	・福祉教育推進指定校を21校指定し、地域で一体となった取組を行っていきます。	
3-(2)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	健康福祉指導課	② 福祉教育関係者を対象に福祉教育推進養成研修を開催し、福祉教育に関する必要な知識・技能を身に付けるとともに、学校や地域における福祉教育の普及・活性化を目指します。	・福祉教育推進員養成研修 実施日 4/23(参集)、7/22～8/29(オンデマンド)、 7/30(参集)、8/19(参集)、8/22(パッケージごとに 地域で参集の上、または私立学校毎に、オンライン) 修了者 40人	・本養成研修は、指定を受けた福祉教育推進校及び福祉教育推進団体が、必要な知識・技能を身につけるとともに他の学校や地域に福祉教育を広める人材を育てることを目的に開催しています。引き続き、指定を受けた学校や団体の方々に受講していただくよう取り組んでいきます。	3-3 福祉教育推進員養成 研修の修了者数
3-(2)-③	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	学習指導課 特別支援教育課	③ 特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流及び共同学習を通して、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒とが、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを目指します。	・令和6年度に引き続き、総合教育センターに配置している幼児教育アドバイザーを活用し、障害のある幼児に対する支援や配慮についての指導助言や研修を行いました。 ・活動内容の工夫を図りつつ、交流及び共同学習を計画的・継続的に実施したり、整備されたパラスポーツ用具の貸出や出前授業等の取組を継続したりしました。	・幼児教育アドバイザーの活用増進のため、広報の改善を図るとともに、教育事務所担当から活用促進の働きかけを行います。また、子育て支援課や学事課と連携して周知していきます。 ・引き続き、交流及び共同学習を計画的、継続的に実施したり、パラスポーツに関する用具の貸出しや障害者スポーツを通じた交流活動に取り組んだりしながら、幼児児童生徒の障害者理解を促進していきます。	
3-(2)-④	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	児童生徒安全課	④ 学校における授業等に資するよう、引き続き、公立幼・認定こども園・小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の管理職や人権教育担当者に対し、障害者理解に関する研修を実施します。	・協議会を開催し、今日的人権課題に関する講話の拝聴や協議、資料の配付等を通して、参加者の人権教育に関する知見を深めることができた。 ・学校人権教育指導資料を配付した。国や県の施策に注視し、喫緊の課題となっている人権問題について、対応のポイントや詳細資料にアクセスできる二次元コードを掲載し、県内の全教職員にデータ配付することができた。	・引き続き協議会を開催し、今日的人権課題に関する講話や協議の充実を図るとともに、参加者同士の実践交流を取り入れることで、人権教育の理解と指導力のさらなる向上を目指す。 ・国や県の最新施策や動向を継続的に把握し、喫緊の人権課題に関する情報を速やかに整理・発信する体制を強化する。 ・学校人権教育指導資料については、二次元コードの活用を一層推進し、分かりやすく実践に結び付く内容に改善するとともに、教職員が主体的に活用できる工夫を図る。 ・県内全教職員への周知にとどまらず、各学校での校内研修や授業実践に活かされるよう、活用方法の提示やフォローアップの充実を図る。	
3-(2)-⑤	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	健康づくり支援課	⑤ 県内の小学校に通う児童が、障害のある人、高齢者の特徴や関わり方について学ぶための「地域リハビリテーション出前講座」を実施します。 講座は授業の一環として行い、内容は、学校の希望を踏まえて調整することとし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を講師として派遣します。	・県内の小学校、中学校及び高等学校に募集を行い、応募のあった小学校6校、中学校3校及び高等学校1校で、職業紹介・講話をし、リハビリ体験や福祉用具・自助具などを使用した「地域リハビリテーション出前講座」を実施しました。	・引き続き、高齢者や障害のある方を含めた全ての人が安心して暮らすことの出来る地域社会の実現に向け、子どもの頃から適切な健康感やノーマライゼーションの考え方を学習することができるよう、希望する小学校や中学校、高等学校にリハビリテーション専門職を派遣し体験講座を行うことにより、地域リハビリテーションに対する関心を深める取組みを行います。	
3-(2)-⑥	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	障害者福祉推進課 教育総務課	⑥ 学校において障害のある児童生徒等に適切な合理的配慮がなされるよう、県教育委員会として、対応要領の周知等による職員への啓発等を行うほか、広域専門指導員等が市町村教育委員会や学校等に対して障害のある人への理解を広げ、障害のある人への差別をなくすための周知・啓発活動を行います。また、千葉県社会福祉協議会等と連携し、福祉教育を推進するための方策について検討を行います。	・県立学校長会議や県立事務長会議等において、管理職に対し、「障害者差別解消法に係る千葉県教育委員会職員対応要領」の周知を行い、適切な合理的配慮が提供されるように促しました。 ・広域専門指導員による 学校等への 障害者条例等の周知・啓発活動を年間 282 件行いました。	・引き続き、会議や研修の際に「障害者差別解消法に係る千葉県教育委員会職員対応要領」の周知を行い、「合理的配慮の提供」の啓発に努めていきます。 ・引き続き、障害者条例及び障害者差別解消法の周知・啓発活動に取り組みます。	
3-(3)-①	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉事業課	① 虐待を防止し、早期発見するために、市町村や障害者支援施設等に虐待防止アドバイザーを派遣し、関係者に理解を求め、権利擁護に係る体制の整備を図ります。	・管内市町村へ虐待防止アドバイザー派遣の活用を改めて周知したため、数値目標を達成した。	・引き続き市町村等に対して虐待防止アドバイザーの周知を行う。 ・また、虐待が認められた事業所へ本制度の活用を促していきます。	3-4 虐待防止アドバイザー派遣数
3-(3)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害者福祉推進課 障害福祉事業課	② 県において障害者虐待の通報・届出を受けた場合や、虐待事案を覚知した場合、障害者虐待防止法の対応スキームに即して、迅速な対応に努めます。その際、市町村や警察、労働局など関係する機関と適宜連携を図り、的確な対応を行います。複数又は県外の市町村が関わることとなる事案などについては、県において必要な調整・協力を行います。また、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正により、令和6年4月から精神科病院における虐待防止の措置や、虐待を発見した際の通報が義務化されることから、県は、各精神科病院へ虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう周知するとともに、虐待等の通報を受理した場合は、必要に応じて調査及び指導を行います。	・県において虐待事案を覚知した場合は、市町村や労働局等関係機関への調整や協力を行うことにより、迅速な対応に努めました。 ・精神科病院における業務従事者による障害者虐待に係る対応窓口として、令和6年4月1日から設置している専用の電話回線により、通報等に対応しました。 ・令和7年度は377件の通報等があり、必要に応じて病院への報告徴収等の対応を行いました。 ・令和7年度は、11件の虐待を認定し、病院への指導を行いました。	・引き続き、市町村や労働局等関係機関に対して調整や協力を行う。 ・引き続き、各精神科病院へ虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう周知するとともに、虐待の通報等を受理した場合は、必要に応じて調査及び指導を行います。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
3-(3)-③	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉事業課	③ 家族等の養護者に対する支援の一環として、障害のある人やその家族、関係機関を含めた県民向けの講演会等を開催し、虐待防止や権利擁護への理解促進、啓発を行います。また、当事者等により実施される権利擁護のための取組を支援します。	・病院、保育、一般の方向けに障害者虐待に関する講演会を実施し、障害者虐待防止や権利擁護の理解促進、啓発、当事者等により実施される権利擁護の支援を行った。	・引き続き、講演会を実施し、理解促進、啓発を行うことにより、障害のある人やその家族、関係機関、当事者等により実施される権利擁護のための取組を支援します。	
3-(3)-④	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉事業課	④ 障害者支援施設等に配置される虐待防止責任者(虐待防止マネージャー)に対する研修を実施し、施設内部における研修の実施を支援します。さらに、各施設における権利擁護に関する意識の醸成や虐待の発生しにくい環境づくりを支援するため、施設の管理職に対する研修も実施します。	・施設管理者、虐待防止責任者を対象に研修を行い、その内容について施設内で伝達していただくよう支援した。	・引き続き、権利擁護に関する意識の醸成や虐待の発生しにくい環境づくりのための研修を実施し、各事業所において研修を行うための支援を行います。	
3-(3)-⑤	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉事業課	⑤ 雇用する障害のある人の人権や障害者虐待についての理解を深めるため、労働局と連携を図り、障害のある人を雇用する事業主等を対象に虐待防止・権利擁護に関する研修を実施します。	・労働局と連携し、障害者を雇用する雇用主を対象に研修を行った。	・引き続き、労働局と連携し研修を行う。	
3-(3)-⑥	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉事業課	⑥ 虐待の通報や届出を受け付ける市町村によって対応に差異が生じないよう、虐待防止業務を担う市町村職員に対し、虐待防止・権利擁護に関する研修を実施するとともに、適宜情報交換を行うことで、虐待防止に関する受付体制の確保・充実に努めます。	・市町村に対し、演習形式を採用した研修を実施する等情報交換を行えるよう研修運営を行った。	・引き続き、市町村に対する研修を実施し、虐待防止に関する受付体制の充実に図る。	
3-(3)-⑦	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	健康福祉指導課	⑦ 成年後見を必要とする人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の行政計画等の策定推進において、市町村等が行う利用促進のための計画策定、中核機関の整備など地域連携ネットワークづくりに対して、専門職の派遣などの支援を行います。	・市町村における成年後見制度の利用に関する地域連携ネットワーク構築を促進するための体制整備に向け、弁護士や社会福祉士などをアドバイザーとして市町村等に派遣するとともに、各自治体の課題の共有等を行う地区別意見交換会を開催しました。また、令和7年度から、これまで取組事例の共有や意見交換等を行っていた県域会議を協議会へ移行し、家庭裁判所、市町村や市町村社会福祉協議会、専門職団体等とともに、市町村単独では解決困難な課題について協議しました。	・引き続き、アドバイザーの派遣や会議の開催等により、市町村における成年後見制度の利用に関する地域連携ネットワーク構築の促進を図ります。	3-6 成年後見制度利用促進基本計画を策定した市町村数
3-(3)-⑧	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	健康福祉指導課	⑧ 成年後見制度への正しい理解の促進や権利擁護の担い手の育成のため、本人や、家族・市町村・市町村社会福祉協議会など支援者の立場それぞれに応じた研修を引き続き行います。	・成年後見制度の正しい理解や利用の促進を図るため、千葉県社会福祉協議会を通じて、市町村、市町村社会福祉協議会、県民に対して、研修会や制度を周知するための講習会等を実施しました。	・成年後見制度の正しい理解や利用の促進が図られるよう、引き続き、研修会の開催や制度の周知を行います。	
3-(3)-⑨	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害者福祉推進課	⑨ 策定した職員対応要領の適切な運営に努めるとともに、県職員による障害を理由とする差別を防ぎ、合理的配慮を的確に行うため、県職員に対する研修を実施します。	・新規採用職員研修において障害者差別解消法及び職員対応要領等を周知しました。 ・令和7年10月に知事務局、企業局、病院局の新任管理職向けの研修会をオンデマンド形式で実施しました。	・今後も千葉県職員が適切な合理的配慮を行うことができるよう、必要な研修等を実施します。	
3-(3)-⑩	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害者福祉推進課	⑩ 障害のある人にとって最も身近な行政機関である市町村において、その職員による障害を理由とした差別が生じないよう、まだ職員対応要領を策定していない県内市町村に対し、職員対応要領の策定を呼び掛けます。	・会議等の場において策定を依頼し、適宜情報提供を行いました。令和8年4月時点で県内52市町村が対応要領を策定しています。	・引き続き、各市町村において対応要領が策定されるよう、情報提供等の支援を行っていきます。	3-5 職員対応要領を策定した市町村数
3-(4)-①	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課	① 障害を理由とした差別の相談窓口である広域専門指導員や地域相談員について、障害者差別解消法や障害者条例の周知とともに、関係機関や県民への広報に努めます。	・広域専門指導員による障害者条例等の周知・啓発活動を年間3,038件行いました。	・引き続き、障害者条例及び障害者差別解消法の周知・啓発活動に取り組みます。	
3-(4)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課	② 障害を理由とした差別の相談に適切に対応するため、広域専門指導員や地域相談員のより有効な活用方法を検討しつつ、研修等を通じた相談対応力の強化を図っていきます。また、様々な分野の差別相談にも対応できるよう、広域専門指導員、地域相談員及び市町村の連携強化に努めます。	・広域専門指導員の資質向上を目的とした連絡調整会議を年間11回開催し、事例検討や講師による講義等を実施しました。 ・市町村自立支援協議会等の会議に広域専門指導員が参加する等、市町村との連携強化に努めました。	・広域専門指導員等の研修を充実させ、相談対応力の強化を図っていきます。 ・引き続き、市町村との連携強化に努めます。	
3-(4)-③	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	③ 障害のある人の当事者団体や家族会等との連携の下、市町村における自立支援協議会等への相談支援アドバイザーの派遣を通じて、相談支援活動の充実を図り、障害の種別や当事者の必要性に応じた相談支援体制の整備を図ります。	・相談支援アドバイザーの派遣を11件行いました。	・引き続き相談支援アドバイザーを自立支援協議会等へ派遣することにより、相談支援体制の整備等を支援します。	
3-(4)-④	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	④ 相談支援事業に従事する職員へ障害者虐待対応の知識及び技術の習得までの権利擁護の内容を含んだ研修を実施します。	・県又は指定事業者が開催する研修を通じて、障害者の虐待防止について講義を行いました。	・引き続き、研修の開催を通して、障害者虐待の未然防止、早期発見に取り組めます。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
3-(4)-⑤	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課	⑤ 障害者差別解消支援地域協議会が各市町村に設置されるよう、必要な助言や情報提供を行い支援します。また、設置された地域協議会の役割が十分に果たせるよう、取組状況や課題等を把握するとともに、必要に応じて研修を実施するなど、支援を行います。	・障害者差別解消支援地域協議会が設置されるよう市町村に情報提供を行いました。令和7年4月に県内全各市町村において地域協議会が設置されました。	・引き続き、各市町村において設置された地域協議会の活動が活性化されるよう、情報提供等の支援を行っていきます。	3-7 障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村数
3-(4)-⑥	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑥ 相談支援の現場等において意思決定支援の仕組みを理解し、意思決定に基づく障害福祉サービスが提供されるよう、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を開催するなどにより、周知・啓発を図ります。	・相談支援従事者研修において、意思決定支援に関する講義を行いました。 ・相談支援従事者に対する専門コース別研修(意思決定支援)を開催しました。	・引き続き、相談支援従事者研修において、意思決定支援に関する講義を行うとともに、相談支援従事者に対する専門コース別研修(意思決定支援)を開催します。	
3-(5)-①	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)手話通訳等の人材の育成、手話等の普及促進	障害者福祉推進課	① 手話通訳者については、養成研修事業を着実に実施するとともに、募集人員等の拡大を図っていきます。手話通訳技術のみならず、聴覚障害のある人の歴史・文化を理解し、社会情勢に応じた通訳が実施できるよう手話通訳者の養成に努めます。あわせて、現任の手話通訳者に対しても、今後、派遣依頼の増加により、通訳内容が多岐にわたり、より専門性の高い内容について通訳を求められる場合が出てくると想定されることから、様々な場面に対応できるよう、研修の実施等により技術向上を図ります。また、要約筆記者についても養成研修事業を着実に実施していくとともに、受講者を増やすために受講募集の周知を図ります。	・手話通訳者の養成については、レベル別の養成講座を実施しましたが、最終課程の修了者は52名でした。 ・要約筆記者についてもレベル別の養成講座を実施した結果、最終課程の修了者は9名でした。	・今後も引き続き、手話通訳者・要約筆記者の養成に取り組んでいくと共に、県ホームページ等を活用して養成講座の周知を図ります。	3-9 手話通訳者実養成講習修了者数 3-10 要約筆記者実養成講習修了者数
3-(5)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)手話通訳等の人材の育成、手話等の普及促進	障害者福祉推進課	② 手話通訳者及び要約筆記者養成研修に資するため、手話通訳者及び要約筆記者養成のための指導者育成を引き続き実施します。	・指導者育成のため、手話通訳者及び手話奉仕員の講師養成研修を実施しました。	・今後も引き続き、手話通訳・要約筆記の指導者養成に努めます。	
3-(5)-③	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)手話通訳等の人材の育成、手話等の普及促進	障害者福祉推進課	③ 盲ろう者向け通訳・介助員については、養成研修事業の内容の充実と受講募集の周知を図ります。	・県ホームページ等により、養成研修の周知を図りました。	・今後も引き続き、県ホームページ等を活用して養成研修の周知を図り、より多くの盲ろう者向け通訳・介助員の養成を図ります。	3-11 盲ろう者向け通訳・介助員実養成講習修了者数 3-13 盲ろう者向け通訳・介助員派遣実利用件数
3-(5)-④	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)手話通訳等の人材の育成、手話等の普及促進	障害者福祉推進課	④ 点訳・朗読奉仕員については、養成研修事業の内容の充実と受講募集の周知を図ります。	・点訳奉仕員については22名、朗読奉仕員については30名の受講があり、うち修了者はそれぞれ21名、22名でした。	・今後も周知に取り組むほか、より多くの受講者に課程を修了していただけるよう引き続き内容の充実に努めていきます。	3-8 点訳・朗読奉仕員の養成人数
3-(5)-⑤	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)手話通訳等の人材の育成、手話等の普及促進	障害者福祉推進課	⑤ 失語症者向け意思疎通支援者については、引き続き県で養成講習を行うとともに、市町村での派遣事業の実施について働きかけていきます。	・失語者向け意思疎通支援者育成のため、県言語聴覚士会へ委託し、養成研修を実施しました。	・養成研修の充実を図り、失語症の理解がさらに広がるよう取り組みます。	3-14 失語症者向け意思疎通支援者実養成講習修了者数
3-(5)-⑥	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)手話通訳等の人材の育成、手話等の普及促進	障害者福祉推進課	⑥ 市町村域を越えた手話通訳者・要約筆記者の派遣や夜間・緊急時の派遣に円滑な対応ができるよう、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業を実施します。	・市町村域を越えた場合等、単独市町村での派遣が困難な場合に手話通訳者等の派遣に係る市町村間の連絡調整事業を行いました。	・今後とも、手話通訳者等の円滑な派遣体制の整備及び充実の努めます。	3-12 手話通訳者・要約筆記者派遣実利用件数
3-(6)-①	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	① 情報コミュニケーションを支援するため、意思疎通支援事業の強化を図っていきます。手話言語等条例第11条に記載されているように、手話通訳者、手書き要約筆記者、パソコン要約筆記者等の派遣体制の整備及び充実に努めます。	・手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を実施した結果、合わせて373件の利用がありました。	・今後も手話通訳者・要約筆記者等の派遣体制の整備及び充実に努めます。	
3-(6)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	② 手話言語等条例等の周知を図るため、チラシや冊子などの資料を活用し、広く県民への周知・啓発に努めます。	・手話学習冊子を作成し、市町村等に配布し、手話等の周知・啓発を行いました。	・今後も手話言語条例等の普及啓発に努めます。	
3-(6)-③	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	③ 手話が県民に身近なものとなるように、簡単な手話が掲載された学習用冊子を活用し、県民への浸透を図ります。	・手話学習冊子を作成し、市町村等に配布し、手話等の周知・啓発を行いました。	・今後も、手話が県民にとって身近なものになるように広報を継続します。	
3-(6)-④	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	④ 県民が手話等を学ぶ機会を確保するため、県のホームページにおいて、手話を学ぶサークル等の情報を紹介し、学習機会の確保に努めるとともに、県の職員が手話等を学習するための研修を実施します。	・県職員向け手話講習会を開催しました。 ・県内公立高校2校に手話講師等を派遣し、生徒対象に手話講座を実施しました。	・今後もより多くの職員の理解が深まるよう、手話に関する情報発信や、県職員への講習を継続します。 ・学校の教職員や生徒に対し手話の普及啓発を図ると共に、聴覚障害者及び手話等に関する理解を深めていけるよう、手話講座を継続します。	
3-(6)-⑤	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	⑤ 地域によって手話通訳者や要約筆記者の派遣に差異が生じないよう市町村へ働きかけるとともに、広域的な派遣を円滑に実施できるよう、市町村相互間の連絡調整体制を整備します。	・手話通訳者、要約筆記者の派遣に関する市町村からの問合せに対しては、可能な限り地域ごとの差異が出ないようにすることを念頭に対応しました。	・今後も市町村への働きかけを行うとともに、市町村相互間の連絡調整体制を整備します。	
3-(6)-⑥	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	⑥ 障害特性に合ったコミュニケーションを支援するためにヒアリンググループ等のコミュニケーションを支える機器の設置を行政機関等の関係機関に働きかけ、コミュニケーション支援の普及と、それが使える地域の環境づくりを目指します。	・コミュニケーション支援の普及のため、ヒアリンググループの庁内向け貸し出しを実施しました。	・今後もヒアリンググループの貸し出しを継続するとともに、コミュニケーションを支える機器の設置を行政機関等に働きかけます。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
3-(6)-⑦	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	⑦ 障害者ITサポートセンターや障害のある人向けのパソコン教室について、市町村に対し周知を図るとともに、点字や音声による広報等でも周知し、利用者・受講者の増加に努めることで、障害のある人の情報通信技術の利用・活用の拡大を図ります。	・音声読み上げに対応している県ホームページ及び受託事業者のホームページにおいて周知を行いました。	・今後も同様の方法で周知に取り組んでいきます。	
3-(6)-⑧	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	危機管理政策課	⑧ 災害時の避難情報の伝達については、迅速な避難を促すため防災行政無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等複数の手段を組み合わせ、障害の種別等に配慮した手段を用いることとします。また、避難所等での情報コミュニケーション支援の取組など、災害時の対応について市町村の取組を促します。	・令和7年10月16日に実施した九都県市合同防災訓練(実動訓練)において、市が主体となって実施する避難所運営訓練の中で、要配慮者(障害者等)の受入れ対応に係る訓練を行いました。 ・災害時の避難情報の伝達に当たっては、様々な手段を組み合わせる行うとともに、障害のある方を含む要配慮者の避難のポイント等について、関係団体に対して、研修等の場で周知を行いました。 ・防災情報のバリアフリー化を進めるため、視覚障害者等向け音声対応ハザードマップサービスを導入しました。	・引き続き、各種防災訓練において、障害者等に配慮した避難所運営等が実施できるよう、市町村の取組を促していきます。さらに、令和8年度は内閣府モデル事業「避難生活支援リーダー/サポーター研修」を野田市で実施する予定であり、避難所におけるコミュニケーション支援に繋げていきます。 ・引き続き、災害時の避難情報の伝達に当たっては、様々な手段を組み合わせる行うとともに、関係団体への周知を行うなど、障害のある方の迅速かつ適切な避難に繋がる取組を進めます。 ・令和7年度に導入した視覚障害者等向け音声対応ハザードマップサービスを基盤とし、在留外国人等の利便性向上に向けた多言語対応等を新たに展開します。	
3-(6)-⑨	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	⑨ 視覚聴覚障害者情報提供施設の安定した運営のために、現在行っている運営費の助成を継続し、施設機能の整備、充実を図ります。	・聴覚障害者・視覚障害者情報提供施設の安定した運営のために、運営費の助成を行いました。	・今後も、国の要綱に基づきながら助成を継続します。	
3-(6)-⑩	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	⑩ 視覚障害、聴覚障害等、各種障害のある人に対し、行政の職員などが障害のある人と情報のやり取りをする際にどのような配慮を行うべきか示すため定めた「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」が幅広く活用されるよう、市町村をはじめとした関係機関や民間事業者への周知に努め、障害特性に応じた必要な配慮を行うよう働きかけます。	・市町村から講師派遣依頼があった市町村職員向け研修において、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を配付し、必要な配慮を行うよう働きかけました。 ・「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」について、県のホームページに掲載し、広く周知しています。	・引き続き、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を周知し、市町村をはじめとした関係機関や民間事業者においても必要な配慮が行われるよう働きかけていきます。	
3-(6)-⑪	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	⑪ 放送事業者における緊急災害時のテレビ放送について、字幕や手話通訳の付与、テロップの読み上げ等、障害特性に配慮した情報提供の一層の充実がなされるよう、国に働きかけます。	・国の施策に対して、「聴覚や視覚に障害のある人に対する緊急災害時や選挙の際の情報保障」を要望しました。	・引き続き、障害者差別解消法の趣旨である共生社会実現のため、国に働きかけていきます。	
3-(6)-⑫	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	市町村課	⑫ 視覚障害のある人に選挙権の行使に必要な情報を提供するため、引き続き選挙公報の点訳版や音訳版を作成・配布します。また、障害特性に配慮した投票所のバリアフリー化のほか、不在者投票の適切な実施の促進により、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。	・参議院議員通常選挙および衆議院議員総選挙において、選挙公報の点訳版や音声版を作成・配布しました。 ・投票所における障害者への便宜供与に努めるほか、不在者投票制度や代理投票制度についても、市町村の協力を得て、対象者に周知が図られるよう努めました。	・令和9年執行予定の千葉県議会議員一般選挙においても、引き続き選挙公報の点訳版や音声版を作成・配布します。 ・引き続き、投票所のバリアフリー化や投票所における障害者への便宜供与が図られるよう、市町村に依頼します。	
3-(6)-⑬	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	報道広報課	⑬ 障害の有無にかかわらず、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、「千葉県ホームページウェブアクセシビリティ方針」に基づき、ホームページにおけるアクセシビリティの向上に努めます。	・所属から公開承認を依頼された個々のページに対し、適切なウェブアクセシビリティ対応が施されているか審査を行いました。 ・ウェブアクセシビリティ方針の取組状況を確認するため、適合試験(定量的比較及びmiCheckerによる検証)を実施しました。	・適合試験結果及びウェブアクセシビリティ方針に基づき、ホームページにおけるアクセシビリティのさらなる向上に努めます。 ・改正JIS規格へ対応します(高齢者や障害者等への対応の強化)。※次回改正に合わせ修正を行います。(令和8年度中にJIS改正予定)	